

第8期 朝霞市

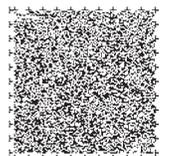
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

人と人がつながり 支え合い
いつまでも笑顔と生きがいを持って
暮らしつづけるまち 朝霞



※計画書の右下の切り欠きは「音声コードUni-Voice (ユニボイス)」の位置を示すものです。
iOS・Android向けスマホアプリの「Uni-Voice (一般向け)」と「Uni-Voice Blind (視覚障害者向け)」の2種類に
対応しています。アプリを起動し、音声コードUni-Voice (ユニボイス) にかざすと、印刷物の内容が読み上げられます。



高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたって

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3か年を計画期間とする「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、「人と人がつながり 支え合い いつまでも 笑顔と生きがいを持って暮らしつづけるまち 朝霞」を計画の理念に掲げ、高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して、人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができるよう、地域共生社会を支える地域包括ケアシステムの確立を目指し、基幹型地域包括支援センターの整備などを含む地域包括支援センターの機能強化や各種事業を位置づけておりますので、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



朝霞市長 富岡 勝則

高齢者福祉計画・介護保険事業計画ってなに？



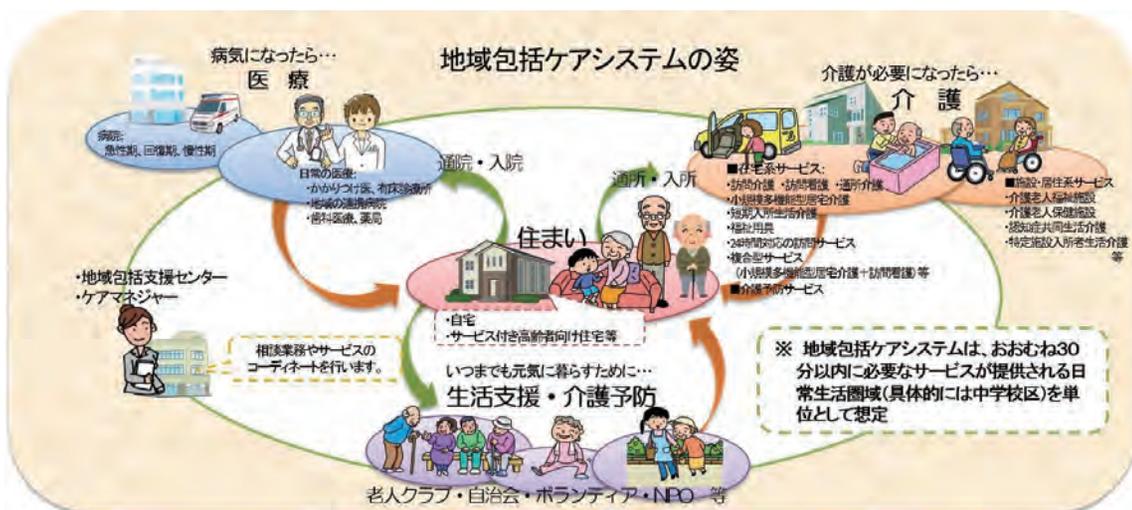
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画で、高齢者施策の目標及び方向性を定め、高齢者福祉事業に関する計画の見込み量等を定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画で、介護サービス・介護予防サービスの種類ごとの各年度の必要量を見込むとともに、サービスの基盤整備なども定め、計画期間の介護保険事業費等を見込み、同期間の第1号被保険者の介護保険料を算定するものです。

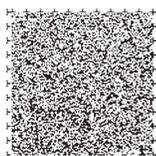
地域包括ケアシステムとは？

地域包括ケアシステムとは、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制のことです。高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

◻ 地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省資料を基に作成





計画の基本方針

計画の基本理念・基本目標

第8期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、以下の基本理念と基本目標のもと、更なる高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止、生きがいを推進するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して、人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

人と人がつながり 支え合い いつまでも
笑顔と生きがいを持って暮らしつづけるまち 朝霞

基本目標

- ・ 地域共生社会を支える地域包括ケアシステムの確立
- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられる社会の実現

施策目標

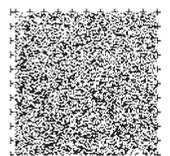
施策目標Ⅰ 健康づくりと介護予防・生活支援の充実

高齢期になってもいつまでも健やかな生活を送るためには、高齢者自身が生活機能の低下を予防して、自立した生活を送ることが必要になります。それには、高齢者一人一人が自らの経験や能力を生かしながら、生きがいを持ち、積極的に地域活動に参加するなど、できる限り要介護状態になることを予防する取組を継続して、健康寿命を延伸していくことが重要です。

そのため、様々な機会を通じて高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、フレイル予防や介護予防の推進に努めることで、元気高齢者が増えていくことを目指します。さらに、地域活動の参加を促進するなど、人と人とのつながりを支援します。

施策の 方向性

1. 生きがいをづくり・社会参加の促進
2. 健康づくりの推進
3. フレイル予防と一般介護予防の一体的推進



施策目標Ⅱ 安心して暮らすことができる体制の整備

高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者及び夫婦のみの高齢者世帯が増えてきています。今後も高齢者の孤立や、老老介護・認認介護の状態となる世帯が、ますます増加することが予測されます。

たとえ、介護が必要な状態となっても、安心して暮らしていくために、在宅医療と介護の連携による支援の充実や、重度化防止への取組、認知症施策の推進に努めるとともに、地域における見守り体制の整備や地域包括支援センターの機能強化など、地域生活の支援の充実を図ります。さらに、高齢者の権利擁護や災害及び感染症対策を推進し、安心して暮らし続けられるまちづくりに努めます。

施策の 方向性

1. 地域社会からの孤立防止
2. 認知症施策の強化・推進
3. 自立支援及び重度化防止に向けた取組の推進
4. 高齢者の権利擁護の推進
5. 災害や感染症対策の推進
6. 地域生活支援の推進
7. 地域包括支援センターの機能強化

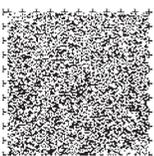
施策目標Ⅲ 介護保険制度の安定的な運営

今後も高齢者の増加に伴い、介護を要する方の増加が見込まれるとともに、介護人材が不足することも危惧されております。

介護サービスを必要とする方に適切なサービスが行き届くよう、介護保険制度の安定的な運営に努めます。また、住み慣れた地域で、質の高い、適切な介護サービスの維持・確保のために、サービス基盤及び人的基盤の整備を進めます。さらに、介護事業者に対する支援を推進するとともに、介護人材の確保や業務効率化に向けた取組の強化を図ります。

施策の 方向性

1. 適正な介護サービス提供の維持・確保
2. 介護保険事業の適切な運営

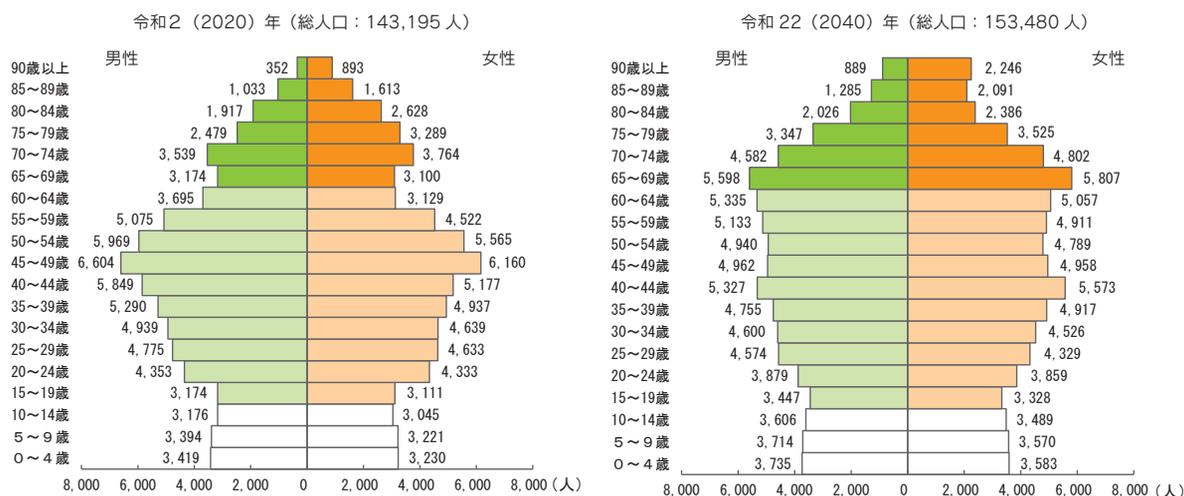


朝霞市の現状と将来推計

本市の人口（5歳階級別・男女別）

令和2（2020）年1月1日現在の人口は、男女ともに45～49歳の年齢層が最も多く、次いで50～54歳となっています。令和22（2040）年ではさらに高齢化が進み、特に65歳から74歳までの人口が多くなる見込みです。

◇ 人口ピラミッド



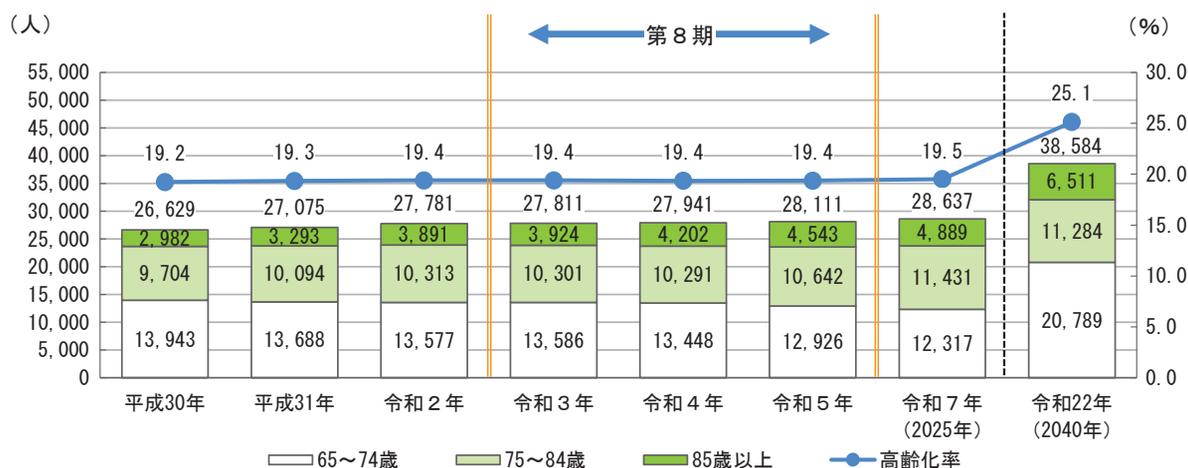
出典：令和2（2020）年は住民基本台帳（外国人含む）、令和22（2040）年はコーホート変化率法による推計値（各年1月1日現在）

高齢者人口の推移・推計

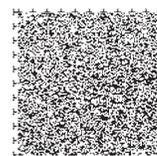
本市の高齢者人口は増加傾向にあり、令和2（2020）年には27,781人で、平成30（2018）年から1,152人増加しています。

また、増加傾向は今後も続く予測となっており、第8期計画の期間にあたる令和3（2021）年から令和5（2023）年にかけて、300人の増加が見込まれます。高齢化率については、令和7（2025）年までは19%台の見込みですが、令和22（2040）年には25.1%となることが予測されます。

◇ 高齢者人口の推移・推計



出典：令和2（2020）年は住民基本台帳（外国人含む）、令和22（2040）年はコーホート変化率法による推計値（各年1月1日現在）

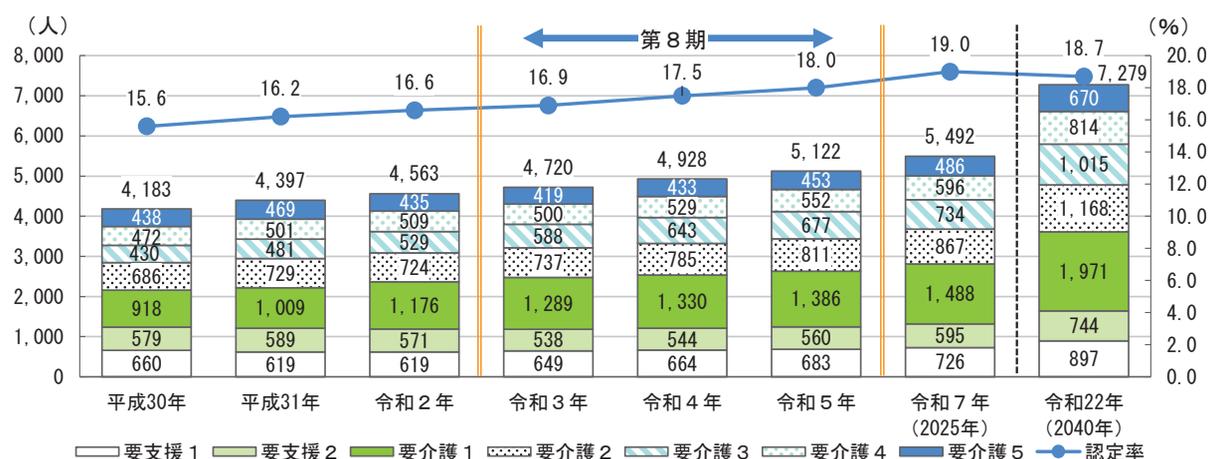


要介護認定者（第1号被保険者）数の推移・推計

本市の要介護認定者（第1号被保険者）数は増加傾向にあり、令和2（2020）年には4,563人で、平成30（2018）年から380人増加しています。介護度別にみると、特に要介護1と要介護3が増加しています。

要介護認定者数の増加は今後も続くと推計しており、第8期計画の期間にあたる令和3（2021）年から令和5（2023）年にかけて、402人の増加が見込まれます。なお、第1号被保険者の認定率は、令和3（2021）年から令和22（2040）年にかけて、1.8ポイント増加することが見込まれます。

◆ 要介護認定者（第1号被保険者）数の推移・推計

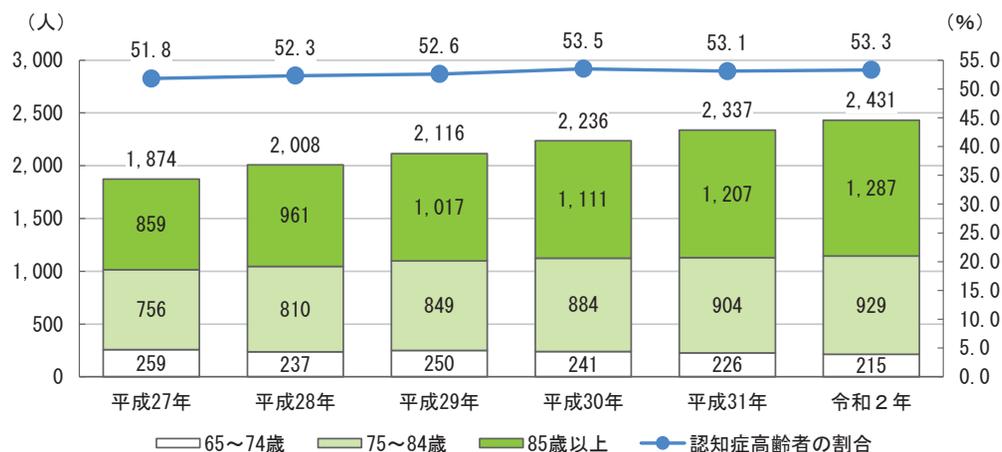


出典：平成30（2018）年～平成31（2019）年は厚生労働省「介護保険事業報告」年報、令和2（2020）年は「介護保険事業状況報告」月報（各年3月末日）、令和3（2021）年以降は厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

要介護認定者と認知症高齢者の状況

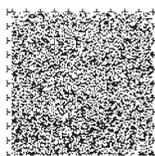
介護保険の要介護者における認知症高齢者は年々増加しており、要介護認定者（第1号被保険者）に対する認知症高齢者の割合は50%台で推移しています。

◆ 認知症高齢者の推移



出典：平成27（2015）年～平成31（2019）年は厚生労働省「介護保険事業報告」年報、令和2（2020）年は「介護保険事業状況報告」月報（各年3月末日）

※ここでいう「認知症高齢者」とは、要介護認定において「認知症があり、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」と定義される認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ a以上の判定が出された高齢者を示しており、要介護認定の申請をされていない方も含めると、さらに多くの認知症高齢者がいると考えられます。





各種アンケート調査及び各種事業から見える課題

- 1 健康づくり・生きがいづくりに関する課題**

「転倒による様々なリスクの回避」、「生活習慣病の悪化防止」、「地域活動への参加による介護予防・健康づくりの意識の醸成」
- 2 高齢者世帯等に関する課題**

「増加していく高齢者世帯への対応」、「男性の地域活動への参加率の向上」、「活動の場の発掘」
- 3 認知症に関する課題**

「増加していく認知症高齢者への対応」、「認知症に対する知識・理解の醸成」、「認知症の早期発見・早期対応」
- 4 在宅介護に関する課題**

「介護職と医療職(主治医・歯科医師・薬剤師など)との連携体制の整備」、「人生のエンディングを考える機会の創出」
- 5 地域生活に関する課題**

「身体機能の低下に伴う外出や移動、買い物等への支援」、「意思決定が困難な高齢者への支援体制の整備」、「住宅確保困難者に対する支援」
- 6 地域包括支援センターに関する課題**

「地域包括支援センターの周知の強化」、「相談先の拡充」、「多様化する相談への対応」、「地域包括ケアシステム確立に向けた機能強化」
- 7 高齢者の権利に関する課題**

「一人暮らしや認知症高齢者の増加に伴う成年後見制度等の普及啓発」、「8050問題など家族支援に向けた庁内連携」、「関係機関と連携した対応」
- 8 介護サービスに関する課題**

「必要な介護サービスの整備」、「介護人材確保及び介護の質の担保」、「適切な介護サービス利用に資する啓発の実施」
- 9 感染症や災害に関する課題**

「感染症予防対策を踏まえた事業の実施」、「関係機関と連携した支援や避難所における介護サービス導入に係る体制整備の検討」、「福祉避難所の拡充」

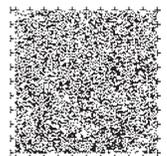
第1号被保険者の介護保険料

第8期介護保険料基準額の算定

令和3（2021）年度から3年間の朝霞市の介護サービス費用がまかなえるように、以下のとおり「基準額」を算定します。



※介護保険料は、「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、13段階に分かれます。

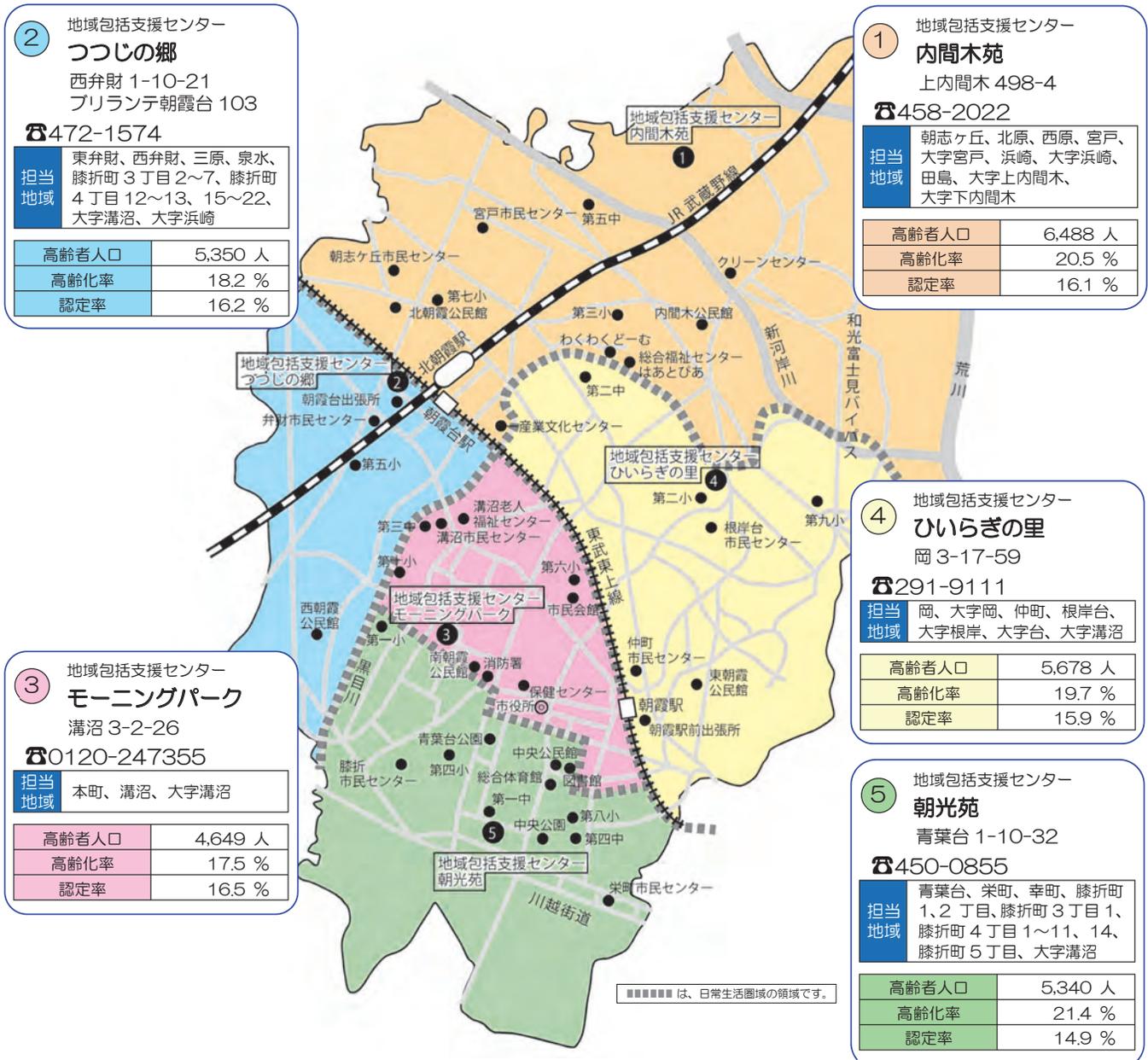


日常生活圏域

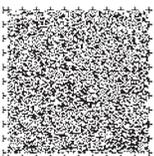
本市では、高齢者が住み慣れた地域で必要に応じた福祉サービスを、迅速かつ適正に受けられるように、日常生活圏域を5つに分け、地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメントを行うとともに、民生委員・児童委員や介護サービス事業者等と連携して、高齢者の見守りなど、様々な支援を展開しています。

なお、高齢者人口の増加が今後も見込まれることから、本計画において、日常生活圏域を6つに見直します。



※地域包括支援センターの開所時間は、月曜日から金曜日（年末年始・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までです。（内間木苑のみ午後5時15分まで開所）
※各数値は令和2年3月末時点です。



第8期 朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（概要版）

発行：令和3（2021）年3月 企画・編集：朝霞市 福祉部 長寿はつらつ課
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1 TEL：(048) 463-1111（代表）